

IX 利用日数特例の適用に関する届出

1 利用日数特例の適用に関する届出について

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、原則として各月の日数から 8 日を控除した日数（原則の日数）が上限とされています。ただし、日中活動サービス等の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、当該事業者等が特定する 3 カ月以上 1 年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば、仙台市長に届け出ることにより、「原則の日数」を超えてサービスを利用することができます。

利用日数特例の適用を受ける事業者は、以下のとおり届出を行ってください。

2 対象となる日中活動サービス

- (1) 生活介護
- (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ※宿泊型自立訓練を除く
- (3) 就労移行支援
- (4) 就労継続支援（A型・B型）

3 提出期限

対象期間の前月 15 日までに届け出てください（届出は毎年度必要です）。

※前月 15 日が閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日

4 提出書類

- ①様式 1 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出書
- ②様式 2 利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票
- ③別紙 利用者名簿
- ④年間を通じた事業計画が分かる資料（年間スケジュール等）

5 厚生労働省通知

日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について

（平成 18 年 9 月 28 日障発第 0928001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

6 HP掲載箇所

届出様式及び厚生労働省通知については、仙台市ホームページに掲載しております。

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス
> 障害福祉サービス事業者等の指定及び変更の様式 > 6 利用日数特例に係る届出

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shiteshinse.html>